

各種届出・証明書をご請求の際には

窓口での本人確認にご協力ください

真庭市では、みなさんの大切な個人情報に記載されている証明書等を第三者が不正に取得することを防ぐため、各種証明書のご請求および戸籍届出・住民異動届出の際には、ご本人確認を行いますので、必ずご本人確認できるものをご持参の上、来庁して下さい。

ご本人確認できるものとは？

平成 20 年 5 月 1 日から
(住民基本台帳法改正により)

① 1つでよいもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付住基カード、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降のもの)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、国・地方公共団体の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書・顔写真付身分証明書 等

② 2つ必要なもの(アとイから1つずつ、またはアから2つ)

ア	各種被保険者証(国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険、船員保険、介護保険など)、共済組合員証、医療受給者証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済年金、恩給)、住基カード、児童扶養手当証書、生活保護受給証明書、印鑑登録証と登録印 等
イ	学生証、会社発行の身分証明書、国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書 等(すべて顔写真付きのものに限ります。)

③ 上記①②ともに持参されていない場合(②を1つのみ持参の場合を含む)

お忘れの場合は原則①②の書類を取りに帰っていただくこととなりますが、どうしても①②の書類を取りに帰ることが困難な場合は、別紙「来庁者本人確認票」による本人確認ができます。確認には、書類へ複数情報の記入と、真庭市公簿または他市区町村照会による 3 点以上の照合確認が必要なため、手続きに通常より長い時間がかかります。ご了解の上職員までお尋ねください。